

第 2 3 号議案

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
 南つつじヶ丘自治会
- 3 指定の期間
 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで